

独立行政法人造幣局の中期目標

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第29条の規定により、独立行政法人造幣局(以下「造幣局」という。)が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を定める。

はじめに

(造幣局の使命)

造幣局の最大の使命は、経済取引の基礎を成し、国民生活に不可欠である貨幣を、財務大臣の指示に従い、高度な偽造防止技術と品質管理体制をもって安定的かつ確実に製造し政府に納入するとともに、貨幣に対する国民の信頼を維持するために必要な情報の提供を行い、通貨制度の安定に寄与することである。

また、造幣局は、国家・公共に対する功労者、社会の各分野における優れた行為者を顕彰するため、その榮譽にふさわしい品格を備えた勲章、褒章等を確実に製造するとともに、貴金属取引の安全を保証し、消費者の保護を図るべく、品位の証明を正確に行うという使命も有している。

造幣局は、近代国家として通貨制度の確立を図るため、明治4年に大蔵省造幣寮として開設され、以来、130年余にわたり、このような使命を一体のものとして果たしてきた。このことは、平成15年4月1日より、独立行政法人として業務運営を行ううえにおいても、全く変わるものではない。今後とも、これらの使命を確実に達成し、我が国の経済の発展と社会生活の安定に一層貢献することが求められる。

(造幣局を取り巻く環境)

造幣局を取り巻く環境のうち、貨幣の製造等に関する状況を見ると、まず、通常貨幣については、貨幣の流通量は、緩やかながら増加を続けているものの、キャッシュレス化の進展等社会の構造変化を踏まえれば、大きく増加する要因は想定しがたい。また、偽造・変造貨の動向については、平成11年大きく増加し、偽造通貨は前年の20倍に達した。このため、平成12年8月、偽造対策として新500円貨の発行を行ったところであり、この新500円貨は、本中期目標期間中に、旧500円貨とほぼ入れ替わる見通しである。

こうした状況を踏まえると、本中期目標期間中の通常貨幣の発行量については、増加するものとは見込まれない。ただし、貨幣の製造に当たっては、偽造防止技術の向上、造幣当局間の国際的な技術交流、貨幣に関する国民への適切

な情報提供が不断に求められる。

また、記念貨幣については、昭和 39 年にオリンピック東京大会を記念して、千円銀貨、百円銀貨が初めて発行された。その後、昭和 61 年には、天皇陛下御在位 60 年を記念して金貨が発行されている。この 38 年間を見ると、皇室の御慶事やオリンピックなどの国際的行事の開催等に際し、22 テーマ 39 種類の記念貨幣が発行された。今後については、平成 14 年 4 月の国会において、通貨当局として、国家的な記念事業として発行するに相応しいテーマがある場合には、弾力的な発行を行いたい旨の意向を示したところである。

一方、貨幣の販売については、12 種類の貨幣セットが、主として通信販売の方法により販売され、店頭での販売は限られたものとなっている。また、販売に当っては、これまで造幣局は国の機関であったため、代金支払方法が現金に限られていた。このことから、販売方法の多様化が要望されている。

次に、勲章、褒章等に関しては、14 年 8 月、栄典制度の改革が行われ、勲章については、功労の区分を 6 段階に整理するとともに、幅広い分野にわたる受賞者数の増加に努めることとされた。これに伴い製造数量の増加等が予想される。

貴金属の品位証明業務については、貴金属製品販売業者に対する消費者の信用が増し、また、ブランドやファッション性重視の指向もあり、品位証明そのものに消費者がこだわらない傾向が見られる。これに伴い、同事業の受注量が減少しており、この傾向は今後も続くと思込まれる。

法人の業務運営の在り方に関しても、大きな情勢の変化が見られる。

法人が業務運営を行っていくに当たっては、良好な労使関係を基礎とし、法令を遵守するのみならず、より社会のルールに沿った行動をするためのコンプライアンスへの取組みを充実させることが重要とされている。また、社会の信頼を確保するために、国民に対して業務運営の透明性を確保し、説明責任を果たしていくことが必要とされている。

これらの環境の変化に造幣局は的確に対応していく必要がある。

1. 中期目標の期間

造幣局の本中期目標の期間は平成 15 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

2. 業務運営の効率化に関する事項

造幣局は、基幹業務である貨幣の製造について、財務大臣が定める製造計

画により製造数量が決められ、また、製造代価の算定方法も法定されていることもあり、自らの裁量により製造目標や納入先を決定できないなど民間企業とは異なる側面がある。しかしながら、そうした制約の下にあっても、できる限り民間企業的な経営手法を導入し、効率的かつ効果的な業務運営体制を確立することにより、貨幣の製造コストを引き下げる必要がある。

特に、本中期目標期間中については、貨幣製造量は、増加するとは見込まれない状況下であり、製造一単位当りのコスト上昇を極力、抑制、吸収する最大限の努力が求められる。

事業全体の効率的かつ効果的な業務運営を確立するに当たっては、組織体制の再編、製造工程・業務処理の効率化及び人材の効果的な活用を図り、また、実績評価を確実にいき、更なる問題点の把握及びその改善に努めるものとする。

「電子政府構築計画」(平成15年7月17日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)に基づき、国の行政機関の取組に準じて、業務・システムに係る監査を実施し、平成19年度末までのできる限り早期に最適化計画を策定するものとする。

併せて、不測の事故を防止するため内部管理体制の強化を図るとともに、万が一事故等が発生した場合の危機管理に関する計画を策定するものとする。

「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、今後5年間(17年度を基準として、18年度から22年度まで)において、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うものとする。

併せて、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進めるものとする。

業務運営の効率化の進捗状況を測定するため、固定的な経費又は総原価率を指標とすることとし、中期目標期間中の平均が15年度実績と比較し、できる限り下回るよう目標を設定し、その達成に努めるものとする。

(注1)15年度の進捗状況は、予算と実績額を比較して評価するものとする。

(注2)固定的な経費の定義は以下のとおり

固定的な経費 = 営業費用 - 変動費

変動費 = 原材料費 + 外注加工費 + 時間外手当 + 貨幣販売国庫納付金

(注3)総原価率の定義は以下のとおり

総原価率 = (売上原価 + 販売費及び一般管理費) ÷ 売上高 × 100

(注4)大幅な物価変動があった場合には、固定的な経費の構成要素ごとに必要な修正を行うものとする。

3. 業務の質の向上に関する事項

(1) 貨幣の製造等

高品質で純正画一な貨幣の確実な製造

造幣局は、製造量の減少にも対応し得る製造体制の合理化、効率化を図りつつ、財務大臣の定める貨幣製造計画を確実に達成するものとする。

また、緊急の場合を含め当初予見しがたい製造数量の増減などによる製造計画の変更にも対応できる柔軟で機動的な製造体制を構築するものとする。

さらに、効率的に高品質で純正画一な貨幣を製造すべく、製造工程における損率の改善に努めるとともに、最終の品質検査を徹底し、今後とも納品後の返品をゼロとするものとする。

(注) 損率とは、製造工程中の投入量に対する仕損重量の比率をいう。

偽造防止技術等の効率的かつ効果的な研究開発等

造幣局は、貨幣の偽造抵抗力の向上及び製造工程の効率化を図るため、重点分野が明確化された調査及び研究開発の基本計画を立案するものとする。

これに基づき、費用対効果を勘案し、民間からの技術導入、国内外の技術交流や会議への参加などを含めた具体的な計画を策定し、調査及び研究開発を実施するものとする。

また、造幣局は、研究開発についての事前、中間、事後の評価を確実に行うものとし、その結果に基づき計画の必要な見直しを行うものとする。

貨幣の信頼を維持するために必要な情報の提供

貨幣への信頼維持のためには、貨幣の特徴など、貨幣に係る情報が国民にわかりやすく提供される必要がある。

また、必要に応じて現金取扱機器の製造業者等に対し機密保持に配慮したうえで貨幣に関する情報が提供されることが求められる。

このため、造幣局は、通貨関係当局と連携し、これらに必要な情報を提供するものとする。

貨幣の販売

造幣局は、購入者としての国民の要望に応えるため、貨幣セットの種類及びクレジット決済やコンビニエンスストアでの支払いなど代金支払方法の多様化を図るなど、国民へのサービスの拡充に努めるものとする。また、海外での販路拡大に努めるとともに、店頭販売のあり方について検討を進

めるものとする。また、販売に当たっては、採算性の確保を図るものとする。

(注) 貨幣セットとは、未使用の貨幣を容器に組み入れ、造幣局が販売するものをいう。

造幣局は、貨幣セットが国民の要望に込えているかを測定する指標として、貨幣セットの購入者に対し、満足度調査を実施するものとし、その結果を代金支払方法の改善等のサービス向上に活かすものとする。

記念貨幣については、購入希望者が購入機会を均等に得られるよう公平な販売を行い、財務大臣が定めた数量を確実に販売するものとする。

地金の保管

造幣局は、財務大臣から委託された地金の保管業務を確実に実施するものとする。

(2) 勲章等の製造等

勲章等及び金属工芸品の製造等

造幣局は、採算性の確保に向け効率化を図りつつ、製造に係る高度な技術の維持向上に努めるとともに、栄典制度の変更による勲章等の製造数量の増加に的確に対応し、確実に製造を行うものとする。

(注) 「勲章等」とは、勲章、褒章、賜杯、記章及び極印をいう。

また、造幣局は、金属工芸品について、採算性の確保に向け効率化を図りつつ、製造に係る高度な技術の維持向上に努めるとともに、購入者の要望に込えるため商品の多様化や海外での販売について取り組むものとする。

貴金属の品位証明

貴金属の品位証明等の業務については、最近の受注動向を踏まえ、効率化を図るとともに、業務運営のあり方を検討するものとする。また、採算性確保の観点も考慮した適切な手数料を設定するものとする。

4. 財務内容の改善に関する事項

造幣局は、業務運営の効率化に関する目標を踏まえ、部門別管理を適切に行い、収支を的確に把握し、本中期目標期間内に採算性の確保を図るものとする。

また、事業全体について、適切な経営指標を選定のうえ、本中期目標期間中貨幣の製造数量は増加するとは見込まれないという状況を踏まえた経営指

標の具体的な目標値を設定し、その確実な実行に努めるものとする。

これらを通じて、経営環境の変化等で貨幣等の製造数量が急速に落ち込んだ場合などにおいても、円滑な業務運営が行えるよう財務体質の強化を図るものとする。

さらに、財務内容について、できる限り民間企業で行われているものと同等の内容の情報開示を行うものとする。

5 . その他業務運営に関する重要事項

(1) 人事に関する計画

造幣局は、業務運営の効率化及び業務の質の向上に関する目標の達成を図るため、職員の資質の向上のための研修及び確実かつ効率的な業務処理に則した人事に関する計画を定め、それを着実に実施し、必要な見直しが行えるよう毎年度実績評価を行うものとする。

(2) 施設、設備に関する計画

造幣局は、業務運営の効率化及び業務の質の向上に関する目標の達成を図るため、費用対効果や事業全体の収支などを総合的に勘案し、施設、設備に関する計画を定め、確実に実施し、必要な見直しが行えるよう毎年度実績評価を行うものとする。

(3) 職場環境の整備に関する計画

職員の安全と健康の確保は、効率的かつ効果的な業務運営の基礎をなすものである。

このため造幣局は、安全衛生関係の法令を遵守するのみならず、安全で働きやすい職場環境を整備するための計画を定め、確実に実施し、必要な見直しが行えるよう毎年度実績評価を行うものとする。

(4) 環境保全に関する計画

造幣局は、製造事業を営む公的主体として模範となるよう環境問題へ積極的に貢献するため、環境保全と調和のとれた事業活動を遂行すべく、廃棄物等の削減、リサイクルの推進、省資源・省エネルギー対策の実施などの環境保全に関する計画を定め、着実に実施するものとする。また、必要な見直しが行えるよう毎年度実績評価を行うものとする。